

宮田村国土強靱化地域計画

基本目標

人命、財産、社会基盤を守り、迅速に復興できるむらづくり

策定趣旨

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的にゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、翌年 6 月には国土強靱化基本計画を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

長野県においては、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、平成 28 年 3 月に「長野県強靱化計画」を、平成 30 年 3 月に「第 2 期長野県強靱化計画」を策定しています。

このような中、本村でもあらゆるリスクに対して、「強靱な宮田村」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「宮田村国土強靱化地域計画」を策定します。

計画の目的

村民の一番の思いは、災害により生命・財産を失わないことにあります。行政のみならず、村民、企業も生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、災害の教訓を踏まえ、行政、村民、企業が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。

令和 3 年 3 月

宮田村

計画の位置づけ

「宮田村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画です。また、本計画は、本村の行政運営の指針となる宮田村総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となる計画です。

計画期間

計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とします。

なお、今後の社会情勢等に急激な変化が生じた場合など、計画期間内においても適宜見直しを行うこととします。

対象とする自然災害

災害の種類	想定する規模等	本村の災害特性
土砂災害・水害	記録的な大雨等による大規模土砂災害・水害を想定	天竜川、太田切川等の氾濫、山間部の土砂災害
大規模地震	M 7～8 程度、最大震度 6 弱を想定	村全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等
暴風雪・大雪	記録的な暴風雪や大雪による大規模雪害を想定	村内全域における人的被害及び家屋等の被害
火山噴火災害	富士山、浅間山、御嶽山、焼岳の噴火による火山灰での被害	火山灰によるインフラへの被害、健康被害
暴風災害	記録的な暴風による被害	暴風による家屋等の倒壊や停電、倒木による道路の寸断等
複合災害	大規模地震や大雨による洪水などが同時または連続して発生する被害	上記の複合災害

評価・見直し

計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要です。PDCA サイクルにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限 図られること	1-1	地震等による建築物等の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	河川の氾濫に伴う住宅などの建物の浸水
	1-3	土砂災害等による死傷者の発生
	1-4	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落の発生
	2-2	警察、消防等による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	村職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	防災・災害対応に必要な通信インフラ・通信サービスの機能停止
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	4-2	上下水道の長期間にわたる停止
	4-3	村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	5-2	食料等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出
	6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻る こと	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	被災者の住宅の確保ができず、生活再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

起きてはならない最悪の事態に対する「取り組むべき事項」

起きてはならない最悪の事態	施策	起きてはならない最悪の事態	施策
1-1	<ul style="list-style-type: none"> ●1 住宅や公共施設の耐震化 2 初期消火体制の強化 3 消防力の維持・強化 	4-2	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の耐震化災害時給水体制の強化 2 災害に強い汚水処理の確立
1-2	<ul style="list-style-type: none"> 1 河川の改修等の推進 ●2 危険箇所（水害）と避難方法の周知 	5-2	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係団体との連携による備蓄【再掲】 2 災害時給水体制の強化【再掲】 3 農業生産の機能維持
1-3	<ul style="list-style-type: none"> 1 土石流、地すべり、崖崩れ等の防災対策の推進 2 森林の適正管理 ●3 危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知 	6-1	<ul style="list-style-type: none"> 1 土砂災害による二次災害防止対策の推進 2 森林の適正管理【再掲】 3 危険箇所（土砂災害）と避難方法の周知【再掲】
1-4	<ul style="list-style-type: none"> ●1 多様な情報伝達・情報収集手段の確保 2 避難勧告等の適切な発令、 3 住民の自主的な避難行動 4 避難行動要支援者への対応 	6-2	<ul style="list-style-type: none"> 1 危険物の拡散・流出対策
2-1	<ul style="list-style-type: none"> 1 関係団体との連携による備蓄、 ●2 災害に強い道路網の整備、 3 災害発生時の道路啓開 4 緊急時の輸送体制の確立 	6-3	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業生産の機能維持【再掲】 2 森林の適正管理【再掲】
2-2	<ul style="list-style-type: none"> 1 受援体制の強化 2 初期消火体制の強化【再掲】 3 消防力の維持・強化【再掲】 	6-4	<ul style="list-style-type: none"> 1 風評被害の防止に向けた正確な情報発信
2-3	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療機能の維持、 2 薬剤等の備蓄、 3 地域での医療体制の確保 	6-5	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の機能強化 2 避難所の運営体制づくり 3 福祉避難所の確保 4 感染症等の予防体制の整備【再掲】 5 健康支援活動の体制整備
2-4	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染症等の予防体制の整備 	7-1	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物等の適切な処理
3-1	<ul style="list-style-type: none"> 1 行政機能の維持 2 職員の資質向上 3 受援体制の強化【再掲】 	7-2	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に強い道路網の整備【再掲】 2 災害発生時の道路啓開【再掲】 3 緊急時の輸送体制の確立【再掲】
3-2	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報伝達体制の強化 2 多様な情報伝達・情報収集手段の確保【再掲】 	7-3	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急危険度判定等の速やかな実施 2 応急仮設住宅の確保 3 公営住宅等の活用 4 被災者の生活再建の支援
4-1	<ul style="list-style-type: none"> 1 エネルギー供給事業者との連携強化 	7-4	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域の防災活動の担い手の育成 2 地区活動の活性化

●は重点項目（施策）

宮田村国土強靱化地域計画 発行日：令和3年3月

〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村 98 宮田村総務課総務係